

【集約対象役務】一般競争入札（事後審査方式）の清掃業務（告示番号第2523号）に係る質問及び回答

No.	質問日	回答日	調達案件名称	質問	回答
1	7/13	7/14	はっさむ地区センター庁舎等清掃業務	○別紙2 定期清掃について 1. 機械室の適用区分に事務室適用とありますが、床・床以外とでもでしょうか？床以外は別紙4-1の歩掛でしょうか？ 2. 窓ガラスの作業内容にサッシ拭き含むとありますが、ガラスとサッシそれぞれを積算するのでしょうか？もしそうであればサッシの作業面積をご教示願います。	1. 床は事務室の標準歩掛を適用し、床以外は入札説明書別記4-1の機械室歩掛を使用しています。 2. 定期清掃の「窓ガラス」の項目に記載のある「ガラス周りのサッシ拭き」については、「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」に記載の「窓ガラス(定期清掃)洗浄」の作業内容のとおり、「ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。」ものとなります。 そのため、「サッシ拭き」は、「窓ガラス洗浄」の積算に含んでおります。
2	7/13	7/14	清田中央総合会館清掃業務	○別紙2 定期清掃について 1. 窓ガラスの作業内容にサッシ拭き含むとありますが、ガラスとサッシそれぞれを積算するのでしょうか？もしそうであればサッシの作業面積をご教示願います。	上記No.1の回答2と同じです。